

田川市子育て支援住宅入居等事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、田川市市営住宅管理条例(平成9年条例第32号。以下「条例」という。)

第49条の規定によりみなし特定公共賃貸住宅として使用する改良住宅のうち、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第11条の規定により、本市に移住を希望する子育て世帯を対象として入居者を選定する子育て支援住宅の入居等に関し、条例及び田川市市営住宅管理条例施行規則(平成9年規則第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳未満の者をいう。
- (2) 子育て世帯 入居の申込み時点において子ども又は妊娠している者を含む世帯をいう。
- (3) 子育て支援住宅 子育て世帯向けにリノベーションした改良住宅をいう。
- (4) 市外住民 入居の申込み時点において市外に住所を有する者をいう。
- (5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号に規定する収入をいう。

(子育て支援住宅として使用する改良住宅)

第3条 子育て支援住宅として使用する改良住宅は、次のとおりとする。

名 称	棟 階 号
三井伊田団地	2 1 棟 1 階 4 号
	2 1 棟 2 階 4 号

(入居資格)

第4条 子育て支援住宅に入居できる者は、入居の申込み時点において、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市内に定住する意思があり、世帯員の全部又は一部が市外住民であること。
- (2) 入居者及び同居者の収入の金額を合計した額が、月額158,000円以上487,000円以内であること。
- (3) 子育て世帯であること。

(入居の期間)

第5条 子育て支援住宅に入居できる期間は、世帯に属する全ての子どもが義務教育を終える

までの間において、市長が定める日までとする。

(入居の申込み及び決定)

第6条 子育て支援住宅に入居しようとする者は、条例第8条第1項の規定により入居の申込みをしなければならない。

2 前項の規定により入居の申込みをした者を子育て支援住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、子育て支援住宅入居決定通知書（様式第1号）により通知しなければならない。

3 市長は、子育て支援住宅の入居者を決定したときは、入居決定者に対し、前条に規定する期間の満了時に当該住宅を明け渡さなければならない旨を子育て支援住宅の入居期間に関する説明書（様式第2号）により説明しなければならない。

(入居の手続)

第7条 入居決定者は、前条第2項の規定による通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 請書（子育て支援住宅用）（様式第3号）、同居者届（子育て支援住宅用）（様式第4号）及び緊急対応者届（子育て支援住宅用）（様式第5号）並びに入居決定者の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付し提出すること。

(2) 子育て支援住宅の入居期間等に関する承諾書（様式第6号）を提出すること。

(3) 条例第18条の規定により敷金を納付すること。

2 市長は、入居決定者が前項の手続をしたときは、入居決定者に対して入居許可書（子育て支援住宅用）（様式第7号）により子育て支援住宅の入居可能日を通知しなければならない。

3 入居決定者は、前項により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第8条 子育て支援住宅の入居者が、当該子育て支援住宅への入居の際に同居した親族以外の者（第3項に規定する者を除く。）を同居させようとするときは、子育て支援住宅同居承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、子育て支援住宅同居承認通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

3 子育て支援住宅の入居者が、出産等の事由により現に同居している子どものうち最も年齢が低い者より年齢が低い者を同居させようとするときは、前条第1項に規定する手続をしない

なければならない。

4 第6条第3項の規定は、前項に規定する手続を行った入居者への説明について準用する。
この場合において、同条第3項中「入居者を決定したときは」とあるのは、「入居者が第8条第3項の手続をしたときは」と読み替えるものとする。

(入居期間の満了)

第9条 市長は、子育て支援住宅の入居者に対し、入居期間が満了する6月前までに、子育て支援住宅の入居期間満了通知書(様式第10号)により、当該期間が満了する日を通知しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第10条 市長は、毎年度、条例第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第4条第2号に定める金額を超え、かつ、当該入居者が子育て支援住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

(子育て支援住宅の明渡請求)

第11条 条例第35条第1項第1号から第6号までに定めるもののほか、市長は次に掲げる場合において、当該入居者に対し、子育て支援住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 入居者が第4条に規定する入居資格を満たさなくなったとき。

(2) 第5条に規定する期間が満了したとき。

2 前項の規定により、明渡しの請求を受けた支援住宅の入居者は、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年7月6日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

子育て支援住宅入居決定通知書

年 月 日

様

田川市長

あなたの子育て支援住宅入居申込みについて、下記のとおり決定しますので通知します。
なお、下記入居予定連絡期限までに連絡のない場合は、入居の意思がないものとして取り扱います。

記

1 入居承認予定住宅

団地	号
----	---

2 月額家賃及び敷金の額

家賃	円
敷金	円

3 入居予定連絡期限

年	月	日
---	---	---

4 請書提出及び敷金納付期限

年	月	日
---	---	---

5 入居期間

年	月	日から
年	月	日まで

6 入居に当たっての注意事項

- (1) 家賃及び汚水処理施設使用料は、毎月末日までに市の指定金融機関に納入してください。
- (2) 市営住宅監理員、市営住宅管理人の指示に従ってください。
- (3) 入居中は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (4) 田川市市営住宅管理条例、田川市市営住宅管理条例施行規則及び田川市子育て支援住宅入居等事務実施要綱並びにその他の関係法令を遵守してください。
- (5) 詳細については、入居時に配布する「市営住宅住まいのしおり」を参照してください。

年 月 日

様

田川市長

子育て支援住宅の入居期間に関する説明書

あなたが 年 月 日付けで入居の申込みをした子育て支援住宅への入居について、
次のとおり説明します。

1 入居承認予定住宅

団地

号

2 説明事項

(入居期間)

入居可能日 (年 月 日) から

退去期限日 (年 月 日) まで

入居期間満了後は契約が更新されませんので、退去期限日までに子育て支援住宅を明け渡し
てください。

様式第3号(第7条関係)

請 書 (子育て支援住宅用)

年 月 日

田 川 市 長 殿

今般、子育て支援住宅の入居許可を受けた上は、次の事項を同居者とともに堅く守り、
万一違反したときは、子育て支援住宅使用許可の取消しを受けても異議申立てなど一切
いたしません。

ここに、次のとおり義務を履行することを誓います。

- 1 田川市市営住宅管理条例、田川市市営住宅管理条例施行規則及び田川市子育て支援住宅入居等事務実施要綱並びにその他の関係法令を遵守すること。
- 2 近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。
- 3 家賃及び汚水処理施設使用料は、定められた期日までに必ず納入すること。
- 4 市営住宅監理員、市営住宅管理人等の指示に従うこと。
- 5 入居期間（ 年 月 日から 年 月 日まで）が満了する日までに子育て支援住宅を明け渡すこと。
- 6 下記住宅を退去する時は、畳の表替え及びふすまの張替えを行い、その他入居者の責任において修繕する箇所があるときは、その費用を負担すること。
- 7 「市営住宅住まいのしおり」の記載内容を遵守すること。
- 8 本請書の履行に関し、市及び入居者の間に争いがあるときの管轄裁判所は、当該市営住宅の所在地を管轄する裁判所とすること。

入 居 者 (名 義 人)	住宅名	田川市	団地	号
	氏 名			印

様式第5号(第7条関係)

緊急対応者届(子育て支援住宅用)

私は、次の者を緊急対応者として届け出ます。

入居者 (名義人)	住宅名	田川市	団地 (市住)	号
	氏名			

記

私は、上記の者の緊急対応者となり、以下に記載された事項を承諾します。

- (1) 市が、住宅管理上の手続や連絡事項の伝達を行う際、上記の者と連絡が取れない場合は、私に対応します。
- (2) 上記の者に事故等の緊急・非常事態が発生した時又は退去手続時等においては、私に対応します。

(緊急対応者)

ふりがな		
氏名(自署)		
生年月日	年 月 日	
入居者との関係	親・子・兄弟姉妹・その他の親族・職場同僚上司 知人・その他()	
住所	郵便番号(-)	
電話番号	自宅 ()	携帯 ()
勤務先名称 又は職業		電話番号 ()
勤務先住所	郵便番号(-)	

※ 緊急対応者届の内容に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。

様式第6号(第7条関係)

子育て支援住宅の入居期間等に関する承諾書

年 月 日

田 川 市 長 殿

住 所 :

氏 名 :

年 月 日付で入居の申込みをした子育て支援住宅への入居
について、次のとおり説明を受け、これを承諾しました。

1 入居承認予定住宅

団地	号
----	---

2 月額家賃及び敷金の額

家賃	円
敷金	円

3 入居予定連絡期限

年	月	日
---	---	---

4 請書提出及び敷金納付期限

年	月	日
---	---	---

5 入居期間

年	月	日から
年	月	日まで

様式第7号(第7条関係)

入 居 許 可 書 (子育て支援住宅用)

年 月 日

(名義人)

様

田 川 市 長

あなたの市営住宅入居については、次の条件を付して許可します。

1 団 地 名	号
2 所 在 地	田川市 番地
3 入 居 可 能 日	年 月 日
4 家 賃	円 (入居時の額)
5 敷 金	円
6 許 可 入 居 者 数	人
7 入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(入居許可条件)

- 1 田川市市営住宅管理条例、田川市市営住宅管理条例施行規則及び田川市子育て支援住宅入居等事務実施要綱並びにその他の関係法令を遵守すること。
- 2 入居後は、当該住宅に係る一切の責任を負うこと。
- 3 近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。
- 4 家賃及び汚水処理施設使用料は、定められた期日までに必ず納入すること。
- 5 市営住宅監理員、市営住宅管理人等の指示に従うこと。
- 6 許可なく市営住宅を他の者に貸したり増改築等をしないこと。
- 7 市営住宅を退去するときは、畳の表替え及びふすまの張替えを行い、その他入居者の責任において修繕する箇所があるときは、その費用を負担すること。
- 8 「市営住宅住まいのしおり」の記載内容を遵守すること。

様式第8号（第8条関係）

子育て支援住宅同居承認申請書

年 月 日

田川市長 殿

次の者について、同居承認を受けたいので、関係書類を添え、申請します。

また、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことについて、福岡県に照会することに同意します。

なお、承認の上は、田川市市営住宅管理条例、田川市市営住宅管理条例施行規則、田川市子育て支援住宅入居等事務実施要綱及びこれに基づく指示を遵守させ、入居者（名義人）が退去するときには、同時に退去させることを誓約します。

入居者 （名義人）	住所	田川市	団地 （市住）	号
	氏名		印	電話番号（ ）

（同居しようとする者）

現住所				
続柄	ふりがな	生年月日	勤務先名称 又は職業	年間所得額
	氏名			
	個人番号	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

同居しようとする者の 諸控除該当者数（人）	給年	老人	特扶	普障	特障	寡婦	ひ親

申請理由	
同居期間	年 月 日から（ 年 月 日まで）

市営住宅管理人氏名	
-----------	--

様式第9号（第8条関係）

子育て支援住宅同居承認通知書

年 月 日

申請人	住所	田川市 団地 号
	氏名	様

田川市長

さきに申請のあった子育て支援住宅の同居承認については、下記の条件を付して承認します。
なお、同居により世帯収入が変動し、家賃が変更になる場合は、別途家賃通知書により通知します。

記

(同居承認する者)

続柄	氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
同居承認日	年 月 日	承認後の世帯人数 人

(承認条件)

- 1 入居者（名義人）が退去するときには、同時に退去すること。
- 2 田川市市営住宅管理条例、田川市市営住宅管理条例施行規則及び田川市子育て支援住宅入居等事務実施要綱並びにこれらに基づく指示に従うこと。

様式第10号(第9条関係)

子育て支援住宅の入居期間満了通知書

年 月 日

様

田川市長

あなたが、現在お住いの子育て支援住宅の入居期間は次のとおりですので、田川市子育て支援住宅入居等事務事業実施要綱第9条の規定により通知します。入居期間が満了する日までに子育て支援住宅を明け渡してください。

入居期間が満了する日

年	月	日
(当初入居日	年	月 日)